

[令和7年度]羽島市一般会計における中期財政見通し(R8~R12推計)

1 令和6年度決算から見る財政状況

- R6の歳入総額は、前年度に比べて33.6億円増加。市税収入は、固定資産税（R5：40.8億円→R6：41.2億円）が増加したものの、定額減税により市民税（R5：42.1億円→R6：40.3億円）が減少し、前年度に比べて1.2億円減少。一方で、繰入金（R5：5.9億円→R6：24.5億円）は、前年度に比べて18.6億円の大幅な増加となった。
- R6の歳出総額は、人件費、物件費、扶助費や補助費等の経常的経費の増加等により、前年度に比べて31.9億円増加した。（病院事業会計に対して、9.5億円の繰出金及び10億円の貸付金を支出）
- 経常的経費の増加により財政構造の弾力性を示す経常収支比率は、前年度比3.9ポイント増の99.1%と100%に迫る水準に至っており、新規事業の創設が難しい状況にある。

2 課題と見通し — 対策の必要性

- 「地方創生2.0やDX・GXの推進」「防災・減災対策の取組の強化」「老朽インフラの適切な管理」「地域医療提供体制の確保」「物価高を踏まえた公共事業や施設管理」「行政サービスにおける価格転嫁の推進」などの地方団体の共通課題に加え、社会保障関係費や人件費の増加、物価上昇等による歳出面への影響が懸念される。また、新庁舎建設事業に係る公債費負担が続く中「次期ごみ処理施設の建設」及び「市民病院の維持・経営改善」という大きな独自課題を抱えている。
- 今後の見通しにおいては、賃金水準の上昇による人件費や物価高騰による物件費、高齢化による扶助費などの経常的経費の増加に伴う今以上の財政の硬直化や財政需要の増大が見込まれる。
加えて、病院経営を取り巻く環境の先行きは不透明であり、厳しい財政状況にある。
- このため、主要課題への対応と同時並行で、全ての事務事業について「財源性・実現性・発展性・合理性・継続性・効率性」を検証し、公費負担の意義を再度検討した上で、不断の行財政改革が必要である。

持続可能な財政運営に向けた対策

対策1 公共施設等マネジメントの一層の推進

公共施設等について、老朽化や利用状況を鑑みて、サービス水準や施設のあり方の適正化を図る。

公共施設等の統廃合を含む見直しについては、旧老人福祉センター等の一部施設において進んでいるところだが、公共施設等総合管理計画に基づき、一層の推進が必要である。

また、コミュニティバスについても、さらなる効率的、効果的な運用を図る。

【主な対策】

- 老朽化した施設のあり方の検討（市民会館、羽島温泉、コミュニティセンター、福祉サポートセンターなど）
- 利用実態に応じた効率的な施設運営（はしま観光交流センター、竹鼻まつり山車会館など）
- コミュニティバス運営の見直し

対策2 受益に見合った使用料・手数料等の見直し

公共サービスの料金等について、物価高騰を踏まえた運営コストに見合った見直しをR9を目途に実施する。

【主な対策】

- 事業系ごみ処理手数料の見直し
- 斎場使用料の見直し
- 施設使用料の見直し
- 水利地益税の適正化

持続可能な財政運営に向けた対策

対策3 事務事業の「選択と集中」の徹底

限られた財源で激変する経済社会情勢や市独自の課題に的確に対応するため、事業の優先順位を定めながら、真に必要な事業に財源を重点的に配分するため「選択と集中」の理念を徹底し、事務事業の効率化を図る。

対策4 職員数の適正化

行政手続きのオンライン化などDXによるスマート自治体への転換を念頭に置き、適正な職員数を精査の上、確保する。

対策5 特別会計及び公営企業会計の独立採算の徹底

特別会計及び公営企業会計については、独立採算の原則に基づき、事業収入の確保や長期的な収支見通しに基づく経営改善等により、一般会計からの繰出金の抑制を図る。

中期財政見通し(R8～R12推計)

1 歳入

(単位：億円)

項目	R4 決算	R5 決算	R6 決算	R7 当初	R8 推計	R9 推計	R10 推計	R11 推計	R12 推計
総額	262.7	261.3	294.9	265.0	265.8	268.8	263.8	263.7	266.0
市税	93.8	95.4	94.2	95.6	99.2	99.5	101.7	104.1	104.9
地方交付税	34.5	36.2	38.3	35.6	37.0	37.4	37.8	38.2	38.6
地方債	8.9	9.4	12.9	10.5	13.4	15.3	8.0	5.0	4.5

歳入のポイント

- 歳入総額は、財政調整基金繰入金を除き、264～269億円で推移するものと見込む。
- 市税は、税収の現状等を踏まえて、99～105億円で推移するものと見込む。
- 地方交付税は、近年の地方財政計画の傾向から、37～39億円で推移するものと見込む。
- 地方債は、起債対象事業に応じた推計により、5～15億円を見込む。
- 財源不足相当額を財政調整基金繰入金により補てん（財源不足の一部は、過去の決算状況等を踏まえ、歳入の上振れ分を考慮）するとともに、各事業計画等に基づき、その他目的基金繰入金を充当。

中期財政見通し(R8~R12推計)

2 歳 出

(単位：億円)

項目	R4 決算	R5 決算	R6 決算	R7 当初	R8 推計	R9 推計	R10 推計	R11 推計	R12 推計
総額	248.4	249.6	281.6	265.0	282.0	277.7	275.5	274.3	278.2
人件費	33.9	35.2	37.2	41.4	42.7	43.8	45.9	47.1	49.3
扶助費	63.3	64.0	73.0	77.7	79.0	81.6	83.4	85.1	86.9
公債費	20.2	20.9	21.3	21.2	21.0	19.8	20.4	20.9	21.5
物件費	47.7	44.4	52.1	54.7	53.9	48.6	48.6	48.5	48.7
補助費等	29.1	31.0	32.9	28.5	35.3	33.5	35.4	35.0	34.8
繰出金	22.4	23.2	24.2	23.5	25.8	26.3	27.1	27.5	28.0
普通建設事業費	14.2	14.7	12.7	14.5	20.6	20.6	11.6	7.9	7.1

歳出のポイント

- 歳出総額は、274~282億円で推移するものと見込む。
- 人件費は、人事院勧告の反映により増加を見込む。(R7→R12 +7.9億円)
- 扶助費は、高齢化の進展等による社会保障関係費の増加を見込む。(R7→R12 +9.2 億円)
- 公債費は、起債対象事業の発行額の増加により、増加を見込む。(R7→R12 +0.3億円)
- 物件費は、R9の次期ごみ処理施設の供用開始に伴い、県外へのごみ搬出費用の減少や可燃ごみ処分経費の補助費等への移行等により、減少を見込む。(R7→R12 ▲6.0億円)
- 補助費等は、可燃ごみ処分経費の物件費からの移行等により、増加を見込む。(R7→R12 +6.3億円)

中期財政見通し(R8～R12推計)

3 財源不足額（歳入－歳出）・財政調整基金残高

(単位：億円)

項目	R4 決算	R5 決算	R6 決算	R7 見込	R8 推計	R9 推計	R10 推計	R11 推計	R12 推計
単年度当たり不足額					▲ 16.2	▲ 8.9	▲ 11.6	▲ 10.6	▲ 12.2
財政調整基金残高	27.9	32.9	25.7	28.4	21.3	21.6	19.1	17.7	14.6

[財政調整基金の繰入額・積立額の考え方]

※ 繰入額：R7は過去の決算状況等から推計。R8以降は過去の決算状況から歳入の上振れ分を考慮して財源不足額から3.0億円を差し引いた額とした。

※ 積立額：R7は過去の決算状況等から推計。R8以降は過去の決算剰余金の実績を考慮して6.1億円とした。

4 健全化判断比率

(単位：%)

項目	R4 実績	R5 実績	R6 実績	R7 推計	R8 推計	R9 推計	R10 推計	R11 推計	R12 推計
実質公債費比率	5.9	7.0	7.7	8.1	8.6	9.9	11.2	12.4	13.0
将来負担比率	8.7	—	—	8.6	21.6	21.8	15.3	5.8	—

※ 「実質赤字比率」及び「連結実質赤字比率」：上記年度においては「—（算定数値なし）」（見込み）

羽島市財政の見通し

中期財政見通しの結果

- 財政調整基金残高は、次期ごみ処理施設建設費の負担や物価高騰等に伴う財政需要の拡大が見込まれるものの、持続可能な財政運営に向けた対策の実施により、一定水準の残高が維持されるものと見込む。
- 実質公債費比率は、次期ごみ処理施設建設に係る起債の償還に伴う衛生施設組合負担金の増加を主な要因として、上昇傾向を見込む。
- 将来負担比率は、次期ごみ処理施設の建設に係る組合負担金等の増加により上昇し、R9に21.8%となる見込みだが、その後、同施設の建設に係る地方債残高の減少等により低下する見込み。

今後のリスク

- 中期財政見通しにおいて、病院企業会計繰出金は国が定める繰出基準に基づいた額（各年度9億円台）を見込んでいる。
- 現在、全国的に公立病院を巡る経営環境は極めて厳しい状況にあり、羽島市民病院においても例外でない。このため、市民病院が経営改善策を実行することを前提とした上で、同院を取り巻く外部環境が改善されない場合には、財政運営上のリスクとなる。

【用語解説】

項目	説明
経常収支比率	地方税、普通交付税のように用途が特定されておらず、毎年度経常的に収入される財源のうち、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費に充当されたものが占める割合。
健全化判断比率	健全化法において定められた以下の4つの財政指標。地方公共団体における財政の早期健全化や再生の必要性を判断するためのもの。各比率には、早期健全化基準（※1）と財政再生基準（※2）が定められている。
実質赤字比率	一般会計等に生じている赤字の大きさ(実質赤字額)の標準財政規模に対する比率 早期健全化基準：11.25%～15%（R6本市基準：12.80%） 財政再生基準：20%
連結実質赤字比率	公営企業会計を含む全会計に生じている赤字の大きさ(連結実質赤字額)の標準財政規模に対する比率 早期健全化基準：16.25%～20%（R6本市基準：17.80%） 財政再生基準：30%
実質公債費比率 (3か年平均)	借入金の返済額の大きさ(一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金等)の標準財政規模等に対する比率 早期健全化基準：25% 財政再生基準：35%
将来負担比率	地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模等に対する比率 早期健全化基準：350% 財政再生基準：－ ※将来負担比率は、財政再生基準が定められていない。

※1 財政収支が不均衡な状況その他の財政状況が悪化した状況において、自主的かつ計画的にその財政の健全化を図るべき基準

※2 財政収支の著しい不均衡その他の財政状況の著しい悪化により自主的な財政の健全化を図ることが困難な状況において、計画的にその財政の健全化を図るべき基準